

2026 年 7 月 23 日

「中小受託取引適正化法(取適法)」の遵守について

JMRA 会長 五十嵐 幹

昨今の物価上昇の影響は、マーケティング・リサーチ業界にも及んでおり、マーケティング・リサーチ業務にかかるコストは増加しております。

かかる状況下においてはマーケティング・リサーチの業務委託費の価格交渉の必要性が高まっておりますが、令和8年1月1日より施行された製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(略称: 中小受託取引適正化法、通称: 取適法)では、新たに「協議を適切に行わない代金額の決定の禁止」が追加されています。

1 会員社に対しての注意喚起とお願い

当協会は、会員社が、その資本金又は従業員数によって取適法に定める委託事業者としてマーケティング・リサーチ業務の全部または一部を中小受託事業者に委託する場合には、当該中小受託事業者との業務委託料に関する協議を適切に行うことや60日以内の支払期日での支払いをはじめとした、取適法の遵守を求めます。

また、取適法の適用対象とはならない取引についても、独占禁止法で禁止される「優越的地位の濫用」とならないように、取適法に掲げられる各事項について十分に配慮することをお願いいたします。

2 クライアントに対しての注意喚起とお願い

クライアントが、さらに上流の顧客からマーケティング・リサーチ業務を受託してその全部または一部を会員社に再委託する場合、及び、会員社に作成委託した調査報告書等をクライアント自身が利用する場合であっても自社内に同様の成果物の作成部門がある場合には、その資本金又は従業員数次第では、取適法の適用対象となります。当協会は、クライアントと会員社との業務委託契約が取適法の適用対象となる場合には、当該会員社との業務委託料に関する協議を適切に行うことや60日以内の支払期日での支払いをはじめとした、取適法の遵守を求めます。

また、取適法の適用対象とはならない取引についても、独占禁止法で禁止される「優越的地位の濫用」とならないように、取適法に掲げられる各事項について十分に配慮することをお願いいたします。

(参考) 取適法に定める委託事業者の主たる遵守事項

- ・下請代金の支払期日について、給付を受領した日(役務の提供を受けた日)から 60 日以内で、かつ出来る限り短い期間内に定める義務

- ・中小受託事業者の責めに帰すべき理由のない受領拒否の禁止
- ・中小受託事業者の責めに帰すべき理由のない代金の支払遅延の禁止
- ・中小受託事業者の責めに帰すべき理由のない代金の減額の禁止
- ・中小受託事業者の責めに帰すべき理由のない返品 of 禁止
- ・買いたたきの禁止
- ・物の購入強制・役務の利用強制の禁止
- ・報復措置の禁止
- ・不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ・不当なやり直し等の禁止
- ・協議に応じない一方的な代金決定の禁止